

大船渡市における死亡野鳥に係る高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

【要旨】

2月28日に大船渡市内で回収された死亡野鳥3羽について、国が遺伝子検査を実施したところ、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された旨連絡がありましたのでお知らせします。

なお、県内における野鳥の高病原性鳥インフルエンザ事例としては、今シーズン、2例目となります。

1 主な経緯等

(1) 野鳥の回収地点

大船渡市大船渡町

(2) 経緯

- ・ 2月28日に、県が回収した死亡野鳥（ハシブトガラス）30羽のうち、任意に抽出した3羽について簡易検査を実施したところ、陽性を確認
- ・ 環境省は、同日付けで回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定、県は同日から巡回監視を実施
- ・ 検体を遺伝子検査のため国立環境研究所に送付

2 国からの検査結果

3月4日、環境省から遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出されたとの連絡

3 対応

- ・ 県（沿岸広域振興局大船渡保健福祉環境センター）では、引き続き、環境省のマニュアルに基づき、野鳥監視重点区域内の野鳥の主要飛来地を巡回し、死亡個体や衰弱個体の早期発見・回収に努める。
- ・ 本日、「食の安全安心危機管理対応指針」に基づき「食の安全安心危機管理連絡会議」を開催（書面開催）し、庁内で情報共有を図る。
- ・ 農林水産部畜産課において、家きん飼養者に対し、本事例の情報提供を行い、飼養衛生管理の徹底と異常時の早期通報について周知を行う。

4 その他

令和5（2023）年シーズンについては、野鳥における高病原性鳥インフルエンザが1都1道1府23県で118件発生（3/1時点）しています。